

行政事業レビュー公開プロセス(6月21日)

(事業名)介護サービス指導者等養成・認定調査員研修等事業

コメント結果		抜本的改善	
見直し案は妥当 0 人	/		
見直し案では不十分 6 人	3 人	事業の廃止	
	3 人	抜本的改善	
	0 人	一部改善	

<とりまとめコメントの概要>

6名全員が見直しが不十分とのご判断。うち3名が「廃止」、3名が「抜本的改善が必要」とのご判断。集計結果が同数となったが、複数の事業をまとめて公開プロセスの対象としており、事業によりご指摘に濃淡もあることから、頂いたご意見を精査することにして、とりまとめとしては「抜本的改善が必要」としたい。

<外部有識者のコメント>

・既に職場で活動している専門家に対して、厚労省として「全国均一のレベル」で養成するための指導者を養成するという事業。カリキュラム内容は「研修の具体的な進め方」など、あらためて、教授しなければならない内容ではない。介護相談員指導者養成については、今後相談員が市民後見人となる可能性を鑑み、カリキュラムを見直すとしているが、これには別次元の難度があるわけで、本事業の中に含めていくのは逆にリスクではないか。いずれにしても、各地域の実情に合わせた事業となるよう国の関与は低めるべきだ。

- ・ユニットケア指導者養成研修事業→廃止、地域移管
- ・介護相談員指導者養成研修事業→廃止
- ・認定調査員等研修事業→廃止、介護保険制度変更時に別事業として研修を実施
- ・それぞれの事業について、必要以上に国が関与している。
- ・委託先の諸法人も育ってきていることから、地方自治体に諸法人を紹介するだけで、いいのではないかと？
- ・地方自治体の独自性を認める必要があることから、抜本的な見直しが必要である。

- ・指導者を養成するために国費を投じる経済的合理性は低い。実際、指導者の育成は目標値よりも低調、低調である要因分析が乏しい。
- ・本来、介護保険事業として、自治体保険者の工夫、主体性と責任を重視すべき。
- ・そもそも、コーディネータを育成する費用対効果が定かではない。リーダーは現場から育てることも一案（例えば、ユニットリーダーを指導者にしていく）。
- ・ニーズがあれば、自治体が自ら取り組むはずであり、そのように促すことが重要。
- ・ユニットケア指導者養成については、国が大まかな要領を定めて、あとは地方の実績を反映させるような仕組みにすべき。
- ・ユニットケア指導者、介護相談員指導者の数が目標を達成できなかったとしても、ユニットリーダーや介護相談員を養成・研修することができると思われる。従って、これらの指導者に対して、国の事業として研修するために、国費を投じる必要性が乏しい。認定調査員等研修について、介護認定審査会委員研修を今まで以上に注力すべきである。